駒ヶ根市

災害時の備蓄資機材に関する基本方針

平成 29 年 3 月 (令和 6 年 11 月改定)

災害時の備蓄資機材に関する基本方針

1 趣旨•目的

「自助」「共助」「公助」の理念のもと、駒ヶ根市で災害が発生した場合に必要 となる物資の備蓄等について、目標とする具体的な数値等を示し、基本的な方向性 を示すものとして必要な事項を定めるものである。

2 被害想定

被害想定は、最大規模の地震を想定することにより、当該規模を下回る災害(風水害等含む)にも対応可能となる。

以下、第3次長野県地震被害想定調査報告書より、

■最大規模の地震:「伊那谷断層帯地震」

■2日後の最大想定避難者数:12,940人

3 備蓄の基本的な考え方

【基本的な姿勢】

災害時の備蓄は、「自らの命は自らで守る」という「自助」の理念に基づき、市 民自らが災害に備え備蓄を行うことを基本とする。

市は、市民が自発的に備蓄に取り組むよう啓発に努めるとともに、災害対策基本法に基づき、市民による備蓄を補完するため、発災初期において生命維持や生活に最低限必要な物資について備蓄するものとする。

なお、備蓄の必要量については、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性(令和6年10月11日付け6危第168号)」に基づき、伊那谷断層帯地震の2日後の最大想定避難所避難者数を基に算出するものとする。

【市民及び県・市の役割と必要量】

- ■市 民:最低3日分、可能な限り1週間分の備蓄を啓発し、市民自らが備蓄に努める。
- ■県・市:県・市は、備蓄が持ち出せない避難者がいることを想定し、標準品目等 の必要量のうち、県3分の1、市3分の1を目安として備蓄に努める。

4 備蓄標準品目及び必要量

市の備蓄は、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な物資を備蓄品とし、「要配慮者や女性等に配慮したもの」や「長期間保存可能なもの」といった点に留意した品目の選定・備蓄に努める。

【備蓄標準品目等】

【食料】

発災初期に生命維持のために最低限必要な物資として、加熱調理が不要な主食系の食料を中心に備蓄する。また、高齢者やアレルギー疾患へも配慮し、なるべく 汎用性の高いものを選定する。 (アルファ米、おかゆ、粉ミルク 等)

【飲料水】

飲料水の供給の大部分は、水道事業体等による応急給水によるものとするが、応 急給水活動の補完や発災直後用として、ペットボトル(配布が容易な500ml)の飲 料水を備蓄する。

【衛生用品】

日常生活に欠かせない紙おむつ(子ども用・大人用)、携帯・簡易トイレ、 トイレットペーパー、生理用品などを備蓄する。

【毛布】

防寒対策や避難所での敷物としても利用できる毛布を備蓄する。

【避難所用物品】

避難が長期化したときの生活物資を備蓄する。また、避難所内のプライベートの 確保や女性等へ配慮した資機材も準備する。

(ワンタッチパーテーション、プライベートルーム、浄水装置、発電機、移動炊飯 釜、投光機、工具セット、カセットコンロ等)

【備蓄標準品目の必要量】

「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性(令和6年10月11日付け6危第168号)」に基づき、伊那谷断層帯地震の2日後の最大想定避難所避難者数を基に必要量を算出する

前提条件(第3次長野県地震被害想定調査報告書(調査期間:平成25~26年度))		
人口(第3次長野県地震被害想定時) 33,690/		
2日後の最大想定避難者数	12,940人	
2日後の最大想定避難所避難者数	6,470人	

【食料(アルファ米)】

- ■必要量:16,152食 (うち、おかゆ:800食≒16,152食×5%)
- ■避難所避難者数×1.2 (※1 避難所外係数) ×3食×3日間×1/3×0.7
- ※1 避難所避難者以外の食料需要を想定したもの (車中泊避難者や観光客等を想定。阪神淡路大震災の事例により算出された係数)

【食料(粉ミルク)】

- ■必要量:5,288g
- ■避難所避難者数×0歳人口比率(※2)×1日必要量(※3)×3日間×1/3
- ※2 国勢調査をもとに算出
- ※3 粉ミルク:140g、液体ミルク:10

【飲料水】

- ■必要量:32,305本 (500m1ペットボトル)
- ■避難所避難者数×1.2 (※1 避難所外係数) ×6本 (1人1日必要量3ℓ=500m1×6本) ×3日間×1/3×0.7

【衛生用品(子ども用おむつ)】

- ■必要量:1,034枚
- ■避難所避難者数×0~2歳人口比率 (※2) ×1日必要量8枚×3日間×1/3

【衛生用品(大人用おむつ)】

- ■必要量:259枚
- ■避難所避難者数×0.005 (※4 必要者割合)×1日必要量8枚×3日間×1/3
- ※4 避難者における要介護の高齢者を想定したもの

【衛生用品(携帯・簡易トイレ)】

- ■必要量:8,411個
- ■避難所避難者数×断水率×1人1日5回×3日間×1/3

【衛生用品(トイレットペーパー)】

- ■必要量:1,165巻
- ■避難所避難者数×1人1日0.18巻 (※5) ×3日間×1/3
- ※5 経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計により試算

【衛生用品(生理用品)】

- ■必要量:1,333枚
- ■避難所避難者数×12~51歳女性人口比率 (※2) ×1人7日間必要量30枚 ×1/7 (※6) ×1/4 (※7) ×3日間×1/3
- ※6 生理期間における1日当たりの必要量を求めたもの
- ※7 生理期間を4週に1回と想定したもの

【毛布】

- ■必要量:2,991枚
- ■避難所避難者数×1人当たり2枚×1/3×0.7
- ※上記以外のものについては、適宜必要量を備蓄していく。
- ※「食料(アルファ米)」「飲料水」「毛布」については、県の試算及び補足に記載のとおり、最大の避難者数を想定しつつ、市の備蓄量(必要量の3分の1)の 7割程度を目安に、備蓄していく。

5 備蓄形態及び事業者との協定

市の備蓄は、備蓄形態の特性を踏まえ、品目ごとに「現物備蓄」及び「流通備蓄」を組み合わせて、より適した備蓄方法により備蓄する。

また、物資応援協定等に基づいて調達する「流通備蓄」については、災害時に的確かつ迅速に事業者からの物資の供給が行われるよう、平時より事業者等との協定締結に努めるものとする。

【現物備蓄とする物資】

■生命維持や生活に最低限必要なもので、発災当初(混乱時)に必要とされる量 (例)長期保存食、長期保存可能な衛生用品(生理用品、紙おむつ等)

【流通備蓄とする物資】

- ■使用期限が短いなどの理由により現物備蓄に向かないものや大量に必要となるものなど、県・市で全量を現物備蓄することが困難なもの。
 - (例) 事業者に常にある程度の在庫が見込まれるもの (ブルーシート 等)

6 備蓄場所

備蓄場所は、備蓄物資の搬出が容易な場所に配置するものとする。

また、備蓄倉庫は、河川の浸水や土砂災害などの被害を受けない場所に立地するものとする。

【備蓄場所一覧】

名 称	住 所	面積
赤穂小学校 防災備蓄倉庫	赤穂4605-1	31. 82 m²
赤穂東小学校 防災備蓄倉庫	飯坂1丁目15040	31. 82 m²
赤穂南小学校 防災備蓄倉庫	赤穂8915-1	31. 02 m²
中沢小学校 防災備蓄倉庫	中沢4036-1	32. 00 m²
東伊那小学校 防災備蓄倉庫	東伊那2398-2	32. 00 m²
赤穂中学校 防災備蓄倉庫	赤穂4704	15. 40 m ²
東中学校 防災備蓄倉庫	東伊那896	31. 82 m²
駒ヶ根市防災拠点広場 防災備蓄倉庫	赤穂10788-1	98. 85 m²
駒ヶ根市役所 本庁舎2階 無線室	赤須町20-1	
駒ヶ根市町部防災広場 防災備蓄倉庫	中央15402-1 外	99. 91 m²

7 保管・管理方法

雨漏りや劣化などによる使用不能品がないか、定期的(年1回程度)に確認を行うこととする。

備蓄標準品目等で消費期限のあるものは、期限の管理を適切に行い、円滑な更新ができるよう配慮する。特に、消費期限が近いものについては、防災訓練や防災教育の啓発に有効活用するなど、できる限り廃棄処分とならないよう努めることとする。

また、下記の飲食料品以外のものを購入する場合は、5年以上の保存期限を目安 とする。

【飲食料品の消費期限の目安】

品 名	消費期限
アルファ米	5年
保 存 水	5年

8 備蓄物資の輸送

備蓄物資の輸送は、様々な交通手段を活用し、より迅速かつ円滑に実施するよう 努めるものとする。

(例) 災害時の緊急輸送協定に基づくトラック協会への依頼、県所有ヘリコプター の利用、自衛隊への応援要請 等

避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(内閣府H25.8)抜粋

4 避難所における備蓄等

(1)食料・飲料水の備蓄

避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料・飲料水の備蓄を検討しておくこと。また、指定した避難所に食料・飲料水を備蓄しない場合は、避難所が開設された場合に備えて、食料・飲料水の供給計画を作成すること。

その際、食物アレルギーの避難者にも配慮し、アルファ米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等を備蓄すること。なお、備蓄食料については、近年の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パン等の画一的なものだけにならないよう検討すること。食物アレルギー対応食品等についても、必要な方に確実に届けられるなど、要配慮者の利用にも配慮すること。また、避難所を運営する職員の食料等の確保を検討しておくこと。

(2) その他備蓄品の備蓄等

被災者の生命、身体の保護を優先とし、次に示した備蓄品の備蓄を検討しておくこと。また、備蓄品の品目、所在、配付方法については、事前に市のホームページや広報等で公開することが望ましいこと。

- ① 仮設トイレを備蓄しておくこと。なお、バリアフリーに対応したトイレも備蓄しておくこと。
- ② 高齢者、乳幼児、女性等に配慮し、紙おむつや生理用品を備蓄しておくこと。
- ③ 避難所の感染症予防のため、マスクや手指消毒液等を備蓄しておくことが望ましいこと。
- ④ 発災時から、灯りのある生活及び通信環境を確保するため、自家発電装置、非常用発電機及び衛星電話が避難所には設置されていることが望ましいこと。なお、通信手段の確保において、無線機や避難所の衛星電話の使用について定期的に確認を行っておくべきであること。避難所に備え付けのその他の物品についても使用が可能か確認しておくこと。
- ⑤ マッチ・使い捨てライター・プロパンガス・固形燃料等の燃料を備蓄しておくこと。 なお、大規模・広域的な災害での外部支援の期間を見通し、燃料の備蓄について、必 要十分な量を備蓄しておくことが望ましいこと。ただし、ガソリン、石油等について は、消防法ため、備蓄に当たっては同法との関係に留意する必要があること。
- ⑥ その他生活必需品等の品目については、地域、時期等により、様々なものが考えられ、個々の実情において決定するものと考えられるが、被災者の生命、身体の保護を 念頭に置き、次のとおり例示的に示した生活必需品を備蓄しておくことが望ましいこと。
 - ア タオルケット、毛布、布団等の寝具
 - イ 洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着
 - ウ タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品
 - エ 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品
 - オ 炊飯器、鍋、包丁、ガス用具等の調理道具
 - カ 茶碗、皿、箸等の食器

県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性

令和6年10月11日付け6危第168号

(目的)

第1 長野県内の備蓄体制の充実・強化のため、長野県(以下「県」という。)及び市町村において、災害時に必要となる標準的な物資の品目及び数量(以下「標準品目等」という。)の基本的な方向性を示します。ただし、本方向性は、共通の考え方・目安であり、実際の備蓄は、市町村の事情に応じて進めてください。

(想定する被害及び避難者数)

第2 県及び各市町村で想定される最大の避難所避難者数に対応することを基本にしつつ、 県全体(県及び市町村)では、糸魚川-静岡構造線断層帯地震(全体)の避難所避難者数 を想定します。

(対応期間)

第3 県内の備蓄で対応する期間については、国からの支援が届くまでの災害発生から3日間を想定して対応します。

(標準品目等の必要量)

第4 第3の期間中における標準品目等の必要量は別記1により算出してください。

(役割分担)

- 第5 県及び市町村は、標準的な物資その他災害時に必要となる物資について、県民に対して最低3日間、可能な限り1週間備蓄するよう呼びかけるよう努めてください。ただし、孤立予想地域にあっては、最低1週間備蓄するよう呼びかけるよう努めてください。
 - 2 県及び市町村は、備蓄が持ち出せない避難者がいることを想定し、標準品目等の必要量のうち、県3分の1、市町村3分の1を目安に、現物備蓄、流通備蓄又は企業・他の自治体等からの提供により確保するよう努めてください。
 - 3 県は、市町村を補完し、広域で備蓄を行う観点から、別記2に記載する事項に重点を 置いて標準品目等の備蓄を行っていきます。

(県全体の備蓄量)

第6 災害時の相互応援を前提に県全体(県及び市町村)で確保をめざす数量は、糸魚川 -静岡構造線断層帯地震(全体)の避難所避難者数を想定し、第4の規定により算出した 必要量の3分の2(第5の2の規定による。)の数量を目安とします。

(災害時の相互応援等)

第7 被災市町村を応援する市町村は、原則として、長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、応援を行うこととします。

2 県において災害対策本部が設置された大規模災害の場合など、前項により対応が難しい場合は、県により調整します。

(備蓄場所の確保)

第8 備蓄物資は、搬出が容易な場所に配置するものとし、物資の内容と数量を予め明示するなど、搬出、輸送を円滑に行えるよう努めてください。

(備蓄の管理等)

- 第9 標準品目等で消費期限等のあるものは、期限の到来を考慮して更新するようにしてく ださい。
 - 2 県及び市町村は、別に指定する期間までに、毎年4月1日時点における標準品目等その他の品目の備蓄状況を国の「物資調達・輸送調整等支援システム」に登録するとともに、最新の状況に更新するよう努めてください。
 - 3 同システムにおいて登録された別記1の物資その他必要と認める物資については、そ の備蓄量や主たる保管場所等を別に定める方法にて毎年度公表します。

(集中取組期間)

第10 「長野県地震防災対策強化アクションプラン」を踏まえ、令和6年度から令和9年度 までを集中的に備蓄の県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた集中取組期間とし ます。ただし、備蓄品の入れ替え時期等の個別事情に応じて取り組んでください。

(その他)

第 11 この方向性に定めのない事項は、必要に応じて県及び市町村が協議等を行いながら、 定めていきます。また、国等の対応その他の状況の変化を踏まえ、必要な見直しを行っ ていきます。

別記1 (第4関係)

標準的な物資	必要量の算出(※1)
食料	避難所避難者数×1.2 (避難所外係数) *×3食×3日間 * 避難所避難者以外の食料需要を想定したもの (車中泊避難者や観光客等を想定、阪神淡路大震災の事例により算出された係数)
飲料水	避難所避難者数×1.2 (避難所外係数) *1 ×1人1日必要量3リットル*2×3日間 *1 避難所避難者用に食料に準拠して算出 *2 ペットボトルで保存する場合は、500ml が望ましい
乳児用粉ミルク・ 液体ミルク	避難所避難者数×0歳人口比率(※2)×1日必要量*×3日間 * 粉ミルクの場合は140g、液体ミルクの場合は10とする

子ども用おむつ	避難所避難者数×0~2歳人口比率(※2)×1日必要量8枚×3日間
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合(0.005) *×1日必要量8枚×3日間 * 避難者における要介護の高齢者を想定したもの
携帯・簡易トイレ	避難所避難者数×断水率×1人1日5回*×3日間 * 1人の1日のトイレ回数を5回と想定したもの
トイレットペーパー	避難所避難者数×1人1日0.18巻*×3日間 * 経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計により試算
生理用品	避難所避難者数×12~51 歳女性人口比率 (※2) ×1人7日間必要量 30 枚×1/7*1×1/4*2×3日間 *1 生理期間における1日当たりの必要量を求めたもの *2 生理期間を4週に1回と想定したもの
毛布	避難所避難者数×1人当たり2枚

- ※1 内閣府・中央防災会議幹事会「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」(令和5年 5月)を参考に設定
- ※2 人口比率は国勢調査をもとに算出

別記2

標準的な物資	県による重点取組
食料	県が調達する食料は、食物アレルギーや宗教上の理由など、食の多様性や環境・ゼロカーボンに配慮して備蓄・調達するよう努める。
乳児用粉ミルク・ 液体ミルク	半数程度を液体ミルクによる確保を行うとともに、第6により算出される備蓄量の2分の1程度の数量を備蓄・調達するよう努める。
子ども用おむつ	第6により算出される備蓄量の2分の1程度を備蓄・調達するよう努める。